

# 4月から

## 後期高齢者医療制度が始まります

医療制度改革の推進により、現行の「老人保健制度」が平成20年4月から「後期高齢者医療制度」に変わります。

この制度は、75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）の方を対象にした独立した医療制度で、高齢者にかかる医療費を安定的に支えるためには、現役世代と高齢者の方々が能力に応じて公平に保険料を負担することが必要であることから始まるものです。

### 運営・窓口

運営は、県内全ての市町村が加入する「千葉県後期高齢者医療広域連合」が行い、市町村は、保険料の徴収や各種申請・届出の受け付け、保険証の引渡しなどの窓口業務および健診事業を行います。

### 被保険者

現在、国民健康保険や被用者保険（社会保険等）に加入し、千葉県内に住む75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）の方は、今後、千葉県後期高齢者医療広域連合の被保険者となります。

### 自己負担割合・給付内容

新しい制度に変わっても、医療機関にかかったときの自己負担割合や給付

の内容は変わりません。

### 保険証

「後期高齢者医療被保険者証」は一人に1枚ずつ交付されます。3月中旬に送付を予定しています。

### 保険料の算出

一人当たりの保険料Ⅱ

均等割額＋所得割額

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」（基礎控除後の総所得金額×所得割率）の合計額で、被保険者一人ひとりにかかります。

なお、保険料は原則、県広域連合内で同額ですが、旭市は一人当たりの老人医療費が県平均より20%以上低いため、保険料が6年間軽減される不均一

保険料が設定されました。

#### 【均等割額】

旭市／32、400円

県内／37、400円

#### 【所得割率】

旭市／6・16%

県内／7・12%

※保険料の上限は年額50万円です。また均等割額、所得割率は、2年ごとに広域連合で決定されます。

### 保険料の軽減

#### ●所得の低い方

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額の合計額により、均等割額が軽減されます。

| 均等割額の軽減割合 | 基 準                                               |
|-----------|---------------------------------------------------|
| 7 割       | 総所得金額 ≤ 33万円                                      |
| 5 割       | 総所得金額 ≤ 33万円<br>+ 24.5万円×被保険者数<br>(被保険者である世帯主を除く) |
| 2 割       | 総所得金額 ≤ 33万円<br>+ 35万円×被保険者数                      |

#### ●社会保険等に参加されていた方

被用者保険の被扶養者だった方がこの制度に加入した場合、2年間は均等割額の5割軽減分のみを負担します。なお、一時的な措置として平成20年4

月から9月までは保険料を負担することとはなく、平成20年10月から平成21年3月までは均等割額の9割軽減分を負担することとされています。



### 保険料の納め方

#### ●年金からの天引き（特別徴収）

年額18万円以上の年金受給者（介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合は除く）が対象です。平成20年4月から、年6回の年金定期払いの際に天引きされます。

#### ●納付書で納付（普通徴収）

年額18万円未満の年金受給者が対象です。納付書で、納期内に指定された金融機関で納めます。

#### ＜問い合わせ先＞

保険年金課老人保健班

☎ 62-5882